

株主総会におけるオンラインの更なる活用

— 新型コロナウイルス感染予防等と株主のアクセシビリティの向上を目指して

副会長／経済法規委員長
三菱UFJフィナンシャル・グループ会長

平野 信行
ひらの のぶゆき



株主総会に関しては、電磁的方法での議決権行使制度の導入や、株主総会資料の電子提供制度の導入など、これまで手続き面を中心に電子化が進められてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会の更なる電子化のニーズが高まっている。こうした中、経団連は、新型コロナウイルス感染症予防とともに、株主との建設的な対話やデジタルトランスフォーメーション(DX)を促進する観点も踏まえ、来年の定時株主総会への対応を中心に、「株主総会におけるオンラインの更なる活用についての提言」を取りまとめた。

株主総会における インターネットの活用

2020年の定時株主総会では、新型コロナ

ウイルス感染症予防の観点から、各社、株主や役員などの三密を避けるべく様々な方針が取られた。経済産業省・法務省「株主総会運営に係るQ&A」や、経団連「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデル」などを踏まえ、多くの企業が、株主に事前の議決権行使を促しつつ、株主総会への来場を可能な限り控えるよう求めた結果、株主総会当日の来場者数は、例年に比べ相当程度減少した。

他方、来場出来ない株主のために、株主総会へのアクセシビリティを高めるべく、インターネットを活用した方策を取る企業もあつた。株主がより簡便に議決権を行使出来るよう、電磁的方法による議決権の行使を可能としている企業は多いが、そのほかにも例えば、

株主総会での報告事項を事前に動画で株主に提供したり、株主から事前にオンラインで質問を受け付け、株主総会当日、あるいは事後に自社ウェブサイト等で回答するなどの取り組みもみられた。

2021年の定時株主総会時においても新型コロナウイルス感染症の影響の継続が予想される中、このような、リアル総会を縮小しつつインターネットによる株主の株主総会へのアクセシビリティを高めていくという方策は、企業が取り得る有効かつ現実的な選択肢である。また、感染症拡大時であるか否かを問わず、DXを進めるうえで、特に遠方に居住の株主や移動に不自由のある株主にアクセスルートを拓くという意味で合理的な措置といえる。

(注1) モデルA(来場株主数を一定程度限定)、モデルB(株主の来場を予定しない)の2種類を公表 (注2) 本年6月の定時株主総会に関して経団連が経済法規委員会企画部会委員等に行ったアンケート結果

ハイブリッド型バーチャル株主総会が活用されるためには

株主総会におけるインターネットの活用に関しては、2020年2月、経済産業省から「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」が公表された。

同ガイドでは、会場のライブ配信を行う株主総会を「ハイブリッド参加型」、株主にリアルだけでなくオンラインでの出席と議決権等の行使を認める株主総会を「ハイブリッド出席型」とし、それぞれ開催にあたっての方策や留意点等が示されている。

図表 ハイブリッド型バーチャル株主総会に関して明らかにされるべき事項

ハイブリッド参加型・出席型に共通の事項

- 映像通信なしの音声通信のみによる開催が認められること。
- 通信回線安定の観点から、会社は、オンラインでの株主の参加枠（人数）を合理的な範囲に制限出来ること。
- 役員が株主総会にオンラインで出席する場合、役員としての説明義務を果たせる態様である限り、総会に法的に出席していると言えること。総会における議事進行等を支障なく行える仕組みが整備されている限り、議長のオンライン出席も認められること。
- コロナ対策に関する会社と個人株主等との間の各種連絡（例えば、入場の事前登録行為など）について、インターネットの手段によることが認められること。
- リアル出席株主のプライバシー権や肖像権保護等の観点から、会社はオンラインの株主に對し、総会の録音・録画・転載を禁止出来ること。

ハイブリッド出席型に特有の事項

- 仮に通信障害が発生した場合でも、企業としての合理的判断を経て採用された信頼性の高いシステムであれば、十分であること。
- 第三者によるなりすましの危険性についても、会社側が本人確認の合理的な方策を取っていれば、十分であること。
- ハイブリッド出席型の導入によりオンライン出席に移行する株主の割合から合理的に導かれるリアル出席株主数が収容可能な会場を用意していれば、十分であること。
- オンライン出席株主から質問フォームにて投稿された質問事項も含め、その取り上げ方（質問者の指名）は、恣意的な運用とならない範囲で議長の合理的議事進行に委ねられること。

本年の定時株主総会においては、同ガイドを参考に、「ハイブリッド参加型」を行う企業が一定数現れたことに加え、大企業の中でも「ハイブリッド出席型」を実施する例がみられた。ただし、全体の企業数からすると、まだ普及しているとは言い難い。

特に「ハイブリッド出席型」に関しては、通信障害等による株主総会決議取消のリスクへの懸念があるため、この点が解消されない限りは、多くの企業が活用するというにはならないようにも思える。

そこで、同ガイドでは相当程度具体的な整理が行われているものの、企業に安心材料を与えるための更なる明確化という意味で、特定の事項につき政府見解が早期に示されるべきである。

デジタル化を推し進めた先のバーチャルオンリー型株主総会

役員・株主が全てオンラインで株主総会に出席する「バーチャルオンリー型」に関しては、会社法298条1項1号が、株主総会の招集にあたり「場所」を定めることを求めていることから、現行法上開催は難しい旨の見解が法務省より示されている。

「バーチャルオンリー型」に対しては、各社様々な考え方があり、思われるが、感染症予防をはじめ、国際的なイコール・フッティング、幅広い株主との対話の促進、会場関係費用等の削減など、その有用性、許容性は一定程度認められるようにも思える。

そこで、必要と考える企業が、選択的に

「バーチャルオンリー型」を開催出来るよう、2021年6月の株主総会に向け、まずは特例法による措置を検討することが考えられる。ただし、その際には、(1)株主総会への出席と事前の議決権行使の効力の関係、(2)質問・動議の取り扱い、(3)通信障害があった場合の効果、について実務が円滑に回るよう配慮された制度となる必要がある。

なお、将来的に会社法改正による手当てが行われる場合には、従前よりバーチャルオンリー型が導入されている米国のデラウェア州の方式を参考にしつつ、会議体としての株主総会のあり方（例えば、決議事項の見直し、株主提案権の要件、説明義務や動議権のあり方など）に関しても併せて見直しを行うことが必要である。

会社から株主へのアクセスもオンラインで

以上は、株主からのアクセシビリティを高める話であるが、会社から株主へのアクセスのデジタル化もさらに加速させていく必要がある。2020年の定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染症の影響により計算書類等の作成・監査などに遅れが生じる可能性があることを考慮し、株主総会資料としての単体計算書類などに関して、ウェブ開示によるみなし提供を行うことを認める時限的措置がなされたところであるが、同感染症の影響が2021年以降も継続するおそれがあることに加え、DXを促進する必要性も考慮すれば、この措置を恒久化するべきである。

(注3) 三菱UFJ信託銀行の調査によると、2020年6月に株主総会を実施した上場会社2,344社中、「ハイブリッド参加型」実施企業は113社、「ハイブリッド出席型」実施企業は9社
(注4) 第197回国会(2018年11月13日)における当時の法務省民事局長の答弁